

令和2年度志摩市育児休業代替任期付職員募集要項

(保育士・幼稚園教諭)

志摩市役所

次のとおり志摩市育児休業代替任期付職員採用試験を実施します。

◆育児休業代替任期付職員とは

- ・育児休業を行う職員の代替として、任期を定めて勤務する職員です。
- ・勤務条件（服務、処遇、勤務内容）について、任期の定めのない職員（正規職員）と同じです。

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務内容	採用予定人員
保育士・幼稚園教諭	市内公立保育所または幼稚園に勤務し、保育業務に従事します。	2人程度

2 任用期間

任期は令和2年11月1日または12月1日から最長3年までの期間で定められます。

育児休業代替となる正規職員が任用期間内に復帰した場合は、他の職員の育児休業代替となることもあります。

3 受験資格

次の要件をすべて満たす人

- ◇保育士の登録を受けている人または幼稚園教諭免許状を有する人
- ◇保育士または幼稚園教諭として、保育所または幼稚園等で1年以上の勤務経験がある人
※採用時点で1年以上の勤務経験が見込まれる人も含む。
- ◇昭和36年4月2日以降に生まれた人
- ◇地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当しない人

4 試験の方法・試験内容

試験区分	1次試験	2次試験
育休代替任期付職員 (保育士・幼稚園教諭)	・作文試験 指定テーマによる作文 試験(800字程度) 所要時間60分	・面接試験 個別面接 所要時間20分

※新型コロナウイルス感染症対策等により、試験の方法が変更になる場合があります。

5 受験申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

配布期間	令和2年8月1日(土)～8月26日(水)
配布場所	総務部総務課(志摩市役所5階)、各支所 土日祝日は、志摩市役所1階 休日窓口にてお渡しします。

(2) 郵送で請求する場合

封筒の表には「任期付職員採用試験申込書請求」と記入し、次の宛先に送付してください。

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課
--

封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円分の切手を貼付した返信用封筒(角2サイズ 縦330mm×横240mm)を同封してください。自分の氏名の下には、「様」と書き入れ、「行」「宛」等は記入しないでください。

6 申込手続き

<p>申 込 受付期間</p>	<p>令和2年8月3日(月)～8月26日(水) ※ただし土日祝日は除く。</p>
<p>申 込 書 提 出 先</p>	<p>〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課 (電話0599-44-0201)</p>
<p>申込方法</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による 申込書の提出を推奨します。</p> <p>○ 郵送により申込書を提出される場合は、「任期付職員採用試験申込書在中」と記入し、送付してください。<u>(申込受付期間内の消印を有効とします。ただし、消印が申込受付期間を過ぎている場合は、受付できません。)</u></p> <p>○ 持参される場合は、<u>必ず受験者本人が持参し、</u>総務部総務課窓口の開庁時間内(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)にお申し込みください。ただし、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。</p> <p>○ 郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。</p> <p>○ 申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送により提出してください。</p> <p>① <u>受験申込書</u> 写真(4cm×3cm)を貼付 3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの (写真の裏に氏名を記入)</p> <p>② <u>受験票 (ハガキ)</u> 本人へ送付しますので、表面には申込書の「受験票及び試験結果送付先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、63円切手を貼付してください。(自分の名前の下には、「行」「宛」等は記入しないでください。) 裏面は、何も記入せず白紙で提出してください。</p> <p>③ <u>返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120mm)</u> 表面には、申込書の「受験票及び試験結果送付先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。(氏名の下には、「様」と書き入れてください。「行」「宛」等は記入しないでください。</p> <p>④ <u>保育士証または幼稚園教諭免許状の写し</u></p> <p>⑤ <u>面接シート</u></p>

7 試験の日時及び会場

新型コロナウイルス感染症対策及び応募状況により、試験の日時及び試験会場等が変更になる場合があります。変更になる場合は、後日送付する受験票、志摩市ホームページでお知らせします。

1次試験	試験日	令和2年9月20日(日)
	試験会場	志摩市阿児アリーナ (志摩市阿児町神明1074番地14)
	試験時間	受付 14時30分～15時00分 説明 15時00分～15時10分 作文試験 15時10分～16時10分

2次試験	試験日	令和2年10月予定 (日時については1次試験合格者のみ通知します。)
	試験会場	志摩市役所本庁舎

※令和2年9月11日(金)までに受験票が到着しない場合は、総務部総務課人事研修係まで連絡してください。

※自然災害等の発生状況により、試験の日時等を変更する場合があります。

8 試験結果の通知

1次試験の試験結果については、全員に封書により通知します。

9 最終合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

1次から2次までの試験結果により最終合格者を決定します。

(2) 発表

2次試験終了から、約2週間後に受験者に通知します。

10 給与等

給与は志摩市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき支給します。

給与	給料月額 187,700円
手当	通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等

1 1 勤務条件

勤務時間	1週間あたり38時間45分（1日あたり7時間45分） 保育所・幼稚園の開所（開園）日での交代制勤務
休日等	週休日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定による

※採用後6か月は条件付採用となります。

※任用期間中は地方公務員法が適用されますので、地方公務員として営利企業等従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されます。

1 0 その他

お預かりする個人情報、志摩市育児休業代替任期付職員採用試験に必要な範囲のみに利用します。なお、採用試験に伴ってお預かりする各種書類（申込書等）は、返却することができませんので、予めご了承ください。

1 1 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、総務部総務課人事研修係へお願いします。

（電話 0599-44-0201）

（新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項）

- 受験申込をされるかたは、試験当日までの健康管理に努めていただき、当日、万全の体調でお越しいただくようお願いします。
- 発熱等の体調不良の場合、受験をお断りする場合があります。
なお、発熱等による体調不良で欠席となった場合の受験日の振替は予定していません。
- 職員採用試験を実施するにあたっては受験者の皆さんの健康を最優先に考え、十分な感染症拡大防止対策を行った上で実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、募集要項の内容を変更することがあります。募集内容に変更があった場合は、市ホームページ等にてお知らせします。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
 - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。